

令和7年度

佐倉市立弥富小学校 いじめ防止基本方針

佐倉市立弥富小学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは、人権の侵害である」「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」との意識を持つことが大切である。そして、それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持って、いじめに対峙していくことが必要とされる。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

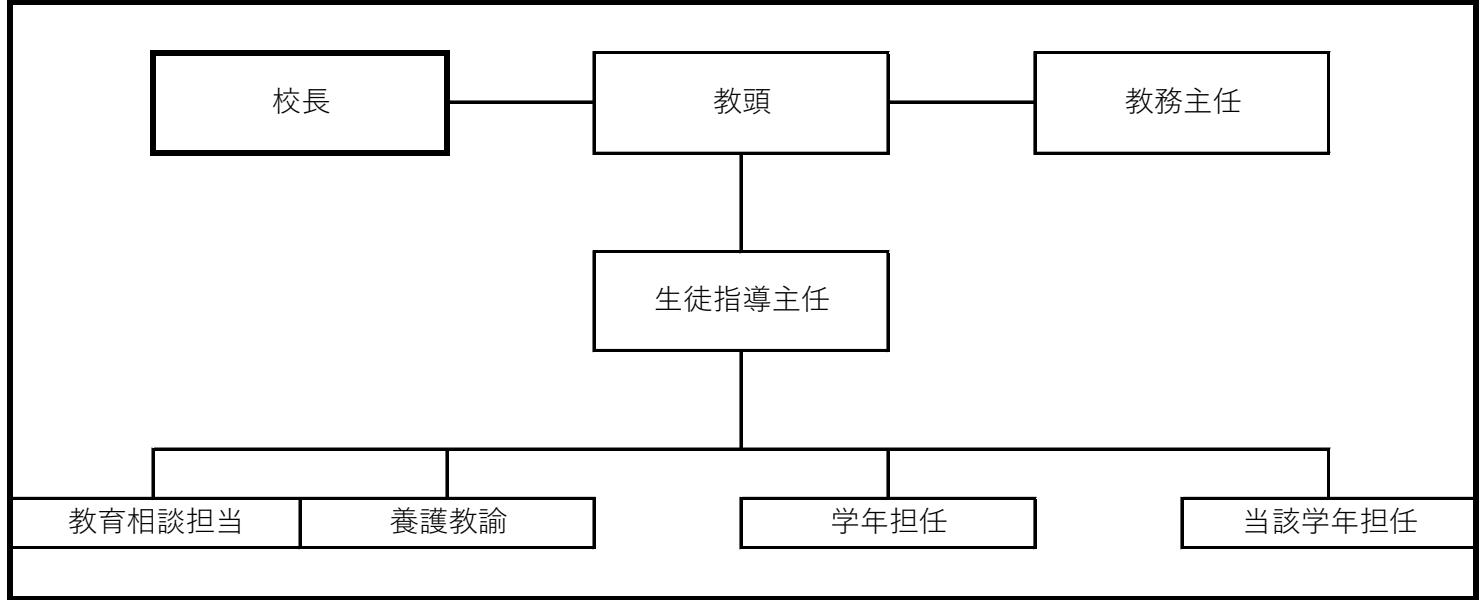
3 いじめの態様

いじめの態様には、暴力行為を含むものと、そうでないものがある。暴力行為は大きく分けて、4種類に分けられる。（対教師暴力、対人暴力、生徒間暴力、器物損壊暴力）このうち、生徒間暴力が、いじめの態様に含まれる。

暴力行為を含むいじめと、暴力行為を含まないいじめについては、具体的には以下のようなことがあげられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話などで、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。

4 学校いじめ対策の組織



①いじめ対策会議

〈メンバー〉 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、人権教育担当、養護教諭、関係職員
※必要に応じて、教育委員会担当職員、スクールカウンセラー等が加わる。

〈開 催〉 毎月 1 回、職員会議時に必要に応じて開催する。

〈活 動〉

- 学校いじめ防止基本方針の策定の中心組織。（P D C A サイクルによる検証。）
- 校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質の向上を図る取組。
- 具体的な年間計画等の作成、見直し。
- いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法の検討。
- 学校のいじめ防止等の取組が計画的に進んでいるかのチェック。
- いじめの相談、通報窓口。
- 「重大事態調査」のための組織の母体としての役割。

②生徒指導会議（日常的な担当者の会議）

〈メンバー〉 全職員

〈開 催〉 1 週間に 1 回、木曜終礼前に開催する。

〈活 動〉

- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録。
- いじめ事案に対する対応に関すること。
- 来週の重点事項の確認等。
- いじめ相談窓口としての役割。
- いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）

③いじめに関する情報があったときの緊急会議

〈メンバー〉 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、当該学級担任、

(スクールカウンセラー)

〈開催〉 いじめ事案発生時に緊急招集する。

〈活動〉 情報の収集と記録。具体的な対応策と情報の共有

5 いじめを起こさせないための未然防止策

いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえておく。また、学級の構造上の問題、いわゆる「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、「傍観者」的な存在にも注意を払い、集団全体で児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む必要がある。

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることが多い。そのため、未然防止の基本となるのは、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。そのために、学校職員が一丸となり、きめ細かな指導と支援をしていく、すべての子どもたちの長所を発見しながら、児童に集団の一員としての自覚や自信を育み、自尊感情の高揚が図られる教育活動を実践していくことが重要である。さらに、児童に対する教師の受容的、共感的な態度により、子ども一人一人のよさが發揮され、互いを認め合う関係づくりに努める。

教師の姿勢としては、差別的な発言や児童生徒を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識をもち、温かい人間関係づくりに心がけていくことである。また、個々の児童生徒の特性を理解し、学校全体で見守りながら、日常的に適切な支援を行う。そして、保護者との連携や、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの未然防止に取り組む。

(1) 授業について

・それぞれの授業に於いて、生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践を目指す。

①自己存在感の感受を促進する授業づくり

②共感的な人間関係を育成する授業

③自己決定の場を提供する授業づくり

④安心・安全な「居場所づくり」に配慮した授業

(2) 道徳教育や人権教育の充実

○人権教育週間に合わせ、命の大切さについて学活や道徳の時間を使って考えさせる。また児童一人一人がその時間で学んだことをワークシートに記入し、命や友達を大切にする意識を高める。

○各学年の実態に合わせ、視聴覚資料を活用したり、講師を招聘して講演を聞いたりして感想を書き、掲示して啓蒙を図る。(12月)

○いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。

○思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実に努める。

学年	学期	題材と観点
1年生	前期	「くまさんの おちゃかい」（正直・誠実） 「なかなおり」（友情・信頼）
	後期	「はしの 上の おおかみ」（親切・思いやり）
2年生	前期	「ごみすて」（公正・公平・社会正義） 「みほちゃんととなりのせきのますだくん」（友情・信頼）
	後期	「やっと会えたね」（生命の尊さ）
3年生	前期	「気づく心」（親切・思いやり） 「悪いのはわたしじゃない」（公正・公平・社会正義）
	後期	「どうしよう……」（正直・誠実）
4年生	前期	「心と心のあく手」（親切・思いやり） 「泣いたあかおに」（友情・信頼）
	後期	「だまっていればわからない」（正直・誠実）
5年生	前期	「ロレンゾの友達」（友情・信頼） 「一木一石運動-自然保護活動のさきがけ-」（生命の尊さ）
	後期	「銀のしょく台」（相互理解・寛容）
6年生	前期	「真琴と勇介」（友情・信頼） 「ブランコ乗りとピエロ」（相互理解・寛容）
	後期	「その思いを受けついで」（生命の尊さ）

（3）体験学習の充実

○達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施する。

学年	体験活動	具体的に高めていくこと
1年生	校外学習 運動会 地域散策	・一人一人が役割をもつことにより、自分の成長に気づけるようにする。 ・役割やめあてをもち、参加することで達成感を味わえるようにする。
2年生	1・2年生活科校外学習 町たんけん 運動会 地域散策	・1年生との活動でリーダーシップをとることにより、自己肯定感を高める。 ・地域や友だちとの関わりの中で、コミュニケーション能力を高める。
3年生	校外学習 総合的な学習の発表会 運動会 地域散策	・見学先で挨拶の言葉や感想等一人一役で行うことにより、自己存在感を高める。 ・異学年に発表することにより、達成感を味わわせる。

4年生	陸上・リレー壮行会 運動会 校外学習 地域散策	・自分たちで計画を立て実践していく中で、協力し合い、助け合いながら人間関係を深め、活動を通して達成感、成就感を高める。 ・少人数の良さを生かし、一人一役で取り組み、達成感及び自己有用感、存在感を高める。
5年生	6年生を送る会 校外学習 運動会 地域散策	・活動を企画・運営し、全員が大きな責任を担い、役割を果たすことで、自己有用感を高める。また、係の連携や友達と体験することで、存在価値の認め合いを高める。
6年生	運動会 弥富小公開 校外学習 地域散策	・全体の企画・運営や班長としての活動を通して、最高学年としての責任を自覚し、自己有用感を高める。 ・一人一役で活動に取り組み、友達と協力して活動していくことで、自己肯定感や自己有用感を高める。

(4) 相談体制の整備

- 教育相談により、生徒の悩みや変化に、早く気づく体制を整える。
 - ・定期的な教育相談を行う。（年3回：6月、11月、2月）
 - ・いじめについて相談することや通報することが適切な行為であることを指導する。
 - ・児童生徒が希望したときには、いつでも面談ができる体制を整える。
 - ・廊下に相談ポストを設置し、児童への周知を図る。
 - ・いじめ相談窓口の周知を図る。
 - ・子ども人権110番（TEL 0120-007110）
 - ・24時間子供SOSダイヤル（TEL 0120-0-78310）
 - ・ヤングテレホン 千葉（TEL 0120-783-497）
 - ・佐倉市教育センター（TEL 043-486-2400）
 - ・佐倉市立弥富小学校（TEL 043-498-0603）

担当 教頭・養護教諭

- SOSの出し方教育を適切な時期に実施する。（例 4・9・1月 年3回）

(5) 定期的なアンケートの実施

- いじめアンケートに学校全体で取り組む。
 - ・いじめに関するアンケートを行う。（毎月）
 - ・結果の集計や分析には生徒指導主任を中心に、複数の教員である。
 - ・「教育相談アンケート」を実施する。（年3回：6月、11月、2月）

○学校生活アンケートを実施し、保護者個人面談で、担任と保護者で確認し合う。

※アンケートを実施する際には、気になることや嫌なことがあれば訴えてよいことを児童に指導する。

(6) 高学年を中心とした取組

○高学年の児童により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような、自治的な活動に取り組む。

- ・いじめゼロ宣言

○縦割り班活動での異学年交流の充実

- ・縦割り清掃

- ・縦割り班遊び（一年生を迎える会等）

(7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

○情報機器のもつ危険性や、その使われ方を知ってもらい、問題の解決にあたる。

- ・保護者にも協力してもらい、互いに連携しながら指導にあたる。

- ・全学年、SNSノートを活用し、道徳の授業で情報教育を行う。

- ・悪質な内容を含む場合は、警察に相談する。

(8) 保護者への啓発活動

○年度当初にいじめ問題に対する学校の認識や対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行う。

- ・学校だよりや学年だよりを通しての啓発活動を行う。

- ・学級懇談会や教育ミニ集会等を通して、いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。

- ・家庭教育学級を通しての啓発活動を行う。

(9) 学校への適応指導、特別な配慮をする児童への支援

○学校生活への適応や人間関係の形成のための指導を行う。

- ・集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと児童の多様な実態を踏まえ、個別に対応したカウンセリングの双方の趣旨を踏まえた指導を行う。

- ・児童の家庭との連絡を密にする。

○特別な配慮をする児童への支援を行う。

- ・外国人児童や不登校児童、障害のある児童、学齢を経過した者等、特別な配慮をする児童の支援については、個別の教育計画や指導計画を作成し、指導を行う。

(10) 感染症に対する正しい理解

○感染症にかかった児童への差別・偏見を防ぎ、いじめを未然に防ぐ。

- ・手洗い・うがい・アルコール消毒など、感染症対策を行う。

- ・感染症は、誰にでも起こりうるものである。かかった人を差別したり、偏見をしてはならないと指導する。

6 いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することが重要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くある。ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知することが必要である。そのためにも、全ての人が連携し、児童の示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高くするとともに、教職員相互が積極的に情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談等の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。また、いじめがあることが確認された場合は、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応する必要がある。

(1) 事実の確認

○いじめの情報に敏感に対応する。

- ・日頃から、児童の行動を注意深く見守り、小さな変化を見逃さない。
- ・月1回「いじめアンケート」を学校で行い、いじめの実態を把握する。
- ・教育相談を年3回実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。
- ・児童や保護者からの情報を大切にする。
- ・他の教職員からの情報を共有し合う。（週1回の生徒指導会議の実施）

○事実の確認を正確に行う。

- ・いじめの情報を確認したら、いじめ対策会議のメンバーを中心に複数の職員で組織的に対応する。
- ・当該児童、関わりのある児童、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握する。
- ・具体的な情報を、詳しく整理して記録する。（時系列、児童別等）
- ・確認したことをもとに、事実を確定する。

○指導方針を決定する。

- ・いじめの状況、児童生徒の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、いじめ対策委員会で指導方針を迅速に検討する。
- ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導に当たる。

(2) いじめを受けた児童、保護者への支援

○いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。

- ・自尊感情を高めるよう留意する。

○事実関係を確実に伝る。

- ・事実確認で把握した状況を、ていねいに説明する。
- ・学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼する。
- ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門家を活用して指導にあたる。

○いかなる理由があっても、いじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたる。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去する。
- ・複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。

- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・必要に応じていじめた児童を別室において指導することも考慮する。
- ・いつでも相談できる体制をつくる。

（3）いじめを行った児童への指導

○行った行為については、毅然とした指導をする。

- ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させる。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・児童間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し合い、今後の良い人間関係の構築につながる支援をする。
- ・自分を省みなかつたり、繰り返し行う場合などは、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ・いじめの加害・被害という二者間系だけでなく、「観衆」や「傍観者」についても毅然とした指導をする。

○いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせる。

- ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門家を活用して指導にあたる。
- ・被害児童の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進める。
- ・いじめに至った心情や、グループ内の立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

（4）いじめを行った保護者への助言

○問題解決に向けて、協力をお願いする。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡する。
 - ・加害者と同席で、事実関係の確認を行う。
 - ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行う。
- よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるよう支援していく。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
 - ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行う。

○自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接する。

- ・必要に応じて、特別な指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応することを伝える。

(5) 継続的な見守り、指導、助言活動

- 被害者、加害者両児童に対して、3ヶ月間の継続的支援を行う。
 - ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援をする。
(被害者、加害者とも)
 - ・被害児童には、教員が毎日声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続して行う。

(6) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

- 躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたる。
 - ・児童の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報する。
 - ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡をする。

(7) いじめの解消について

- 被害者児童がいじめを受けた後、3ヶ月間継続していじめを受けず、かつ心身に苦痛を感じていない状況が確認できた場合、いじめの解消とする。なお、心身の苦痛を感じていないかどうか、被害者本人やその保護者に確認をとり、判断をする。

7 重大事態への対処

学校は、法に基づき重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。調査の主体は、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えを踏まえ、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体になって行う場合が考えられる。

重大事態とは、「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があること。

○「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合等を想定

○「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- ・年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(1) 重大事態発生時の連絡

- ・学校内・教育委員会への連絡

(市教育委員会指導課 TEL 043-484-6185)

発見者 → 管理職 → 生徒指導・担任等で事実確認 → 管理職から教育委員会に報告

①認知報告書作成→②調査報告書の作成

- ・必要に応じて警察等関係機関に通報し、連携を図る。

(2) 事実関係を明確にするための調査

- ・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- ・調査は「いじめに関わる情報があったときの緊急会議」のメンバーで行う。
- ・重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。

（客観的な事実関係を速やかに調査する。）

- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。
- ・調査報告書を作成し、調査してわかった事実を詳細に明記する。

(3) 調査に関わるいじめを受けた児童・保護者への必要な情報の提供

- ・調査の結果については、丁寧に説明する。
- ・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行わない。

8 虐待事案に対する対処

(1) 児童虐待の定義

児童虐待とは、以下の4種類に分類されます。（児童虐待の防止等に関する法律 第二条）

・身体的 虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
・性的 虐待	こどもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
・ネグ レクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
・心理的 虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス：DV）、きょうだいに虐待行為を行う など

（こども家庭庁HPより）

(2) 児童虐待通告手順

（佐倉市子ども支援部こども家庭課「令和5年度 児童虐待防止活動のまとめ」）令和6年11月発行より

児童虐待や虐待が疑われるケースの通告手順について -教育部用

佐倉市こども支援部こども家庭課

佐倉市立幼・小・中学校で、虐待や虐待が疑われるケースを把握したら、(Ⅰ)の手順で通告を行います。また、こども家庭課で虐待等を把握し、幼・小・中学校と連携の必要なケースについては、(Ⅱ)の手順で行います。

(Ⅰ)新しいケース（初回）について通告する場合の手順

① 虐待等を発見した職員→当該幼・小・中学校長

別紙「子ども虐待相談・養育支援事業・通告書」により通告する。

記録等があれば、各園・学校で使用しているもの及びアセスメントシートを添付する。

（虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録する。）

↓

② 指導課担当へ→指導課長

↓

③ 指導課担当からこども家庭課へ送付

↓

④ こども家庭課は受付・決裁、児童通告書は家庭児童相談班で管理する。

こども家庭課家庭児童相談班は、ただちに緊急受理会議を開催し、担当と連携、関係者から状況を把握し、主に関わる機関(幼・小・中学校)を中心として、各関係機関と連携しながら、ネットワーク援助を開始する。

↓

⑤ 受理後の対応は、指導課及びこども家庭課が当該学校や各関係機関と連絡、調整を行い、こども家庭課がケースの情報の一元化及び進捗管理を行っていく。なお、児童相談所との窓口は、こども家庭課が行う。

※ただし、緊急時についてはこの限りではない。

(Ⅱ)こども家庭課から幼・小・中学校へつなぐケースについての手順

① こども家庭課の地区担当職員・相談員

↓

② 指導課担当へ→指導課長

↓

③ 当該幼・小・中学校長

↓

④ 当該園・学校担当職員、指導課担当及びこども家庭課担当員が中心となり、
それぞれの所属長へ報告する中でケースの対応をしていく

(3) 佐倉市児童通告書

佐倉市児童通告書

令和 年 月 日

七

所屬機關

氏 名

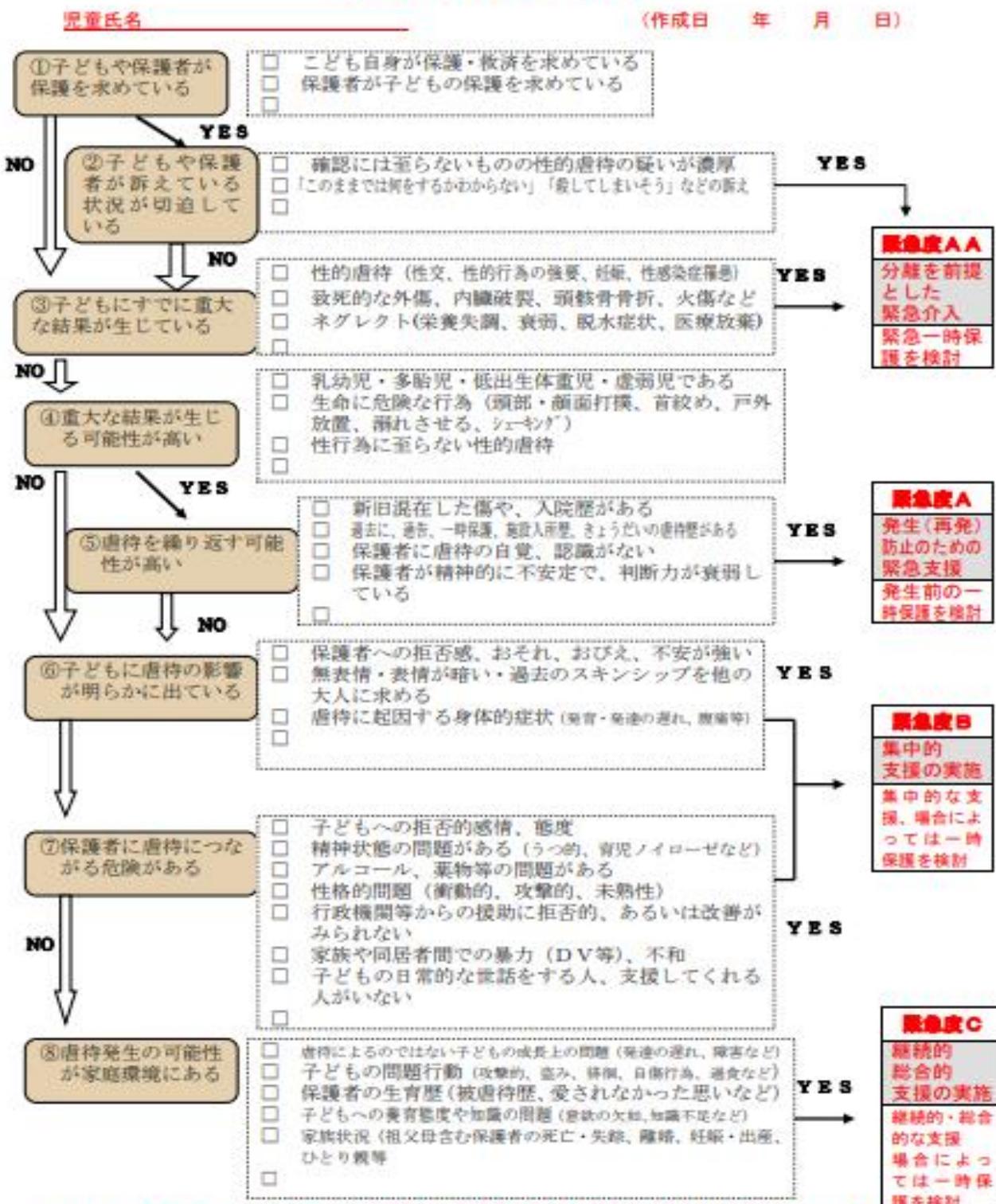
電 話

児童福祉法第25条の規定により下記のとおり通告します。（※不明な部分については記載不要）

子 ど も	ふりがな 氏名		生年月日	年月日生 (才)
	所属	学校 年組 保育所 幼稚園		
	現住所			
	本籍(国籍)			
保護者	ふりがな 氏名		生年月日	年月日生 (才)
	職業		子どもとの関係	
	現住所			
通告理由				
【虐待の状況・内容】				
●情報源(直接確認・人に聞いた・悲鳴や物音を聞いた・子どもの様子から・その他)				
●いつ頃から_____				
●どこで_____				
●誰が(主な虐待者)_____				
●何を(身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト)				
●どの位の頻度(ほぼ毎日・週回程度・月回程度) (何時頃 朝 昼 夜)				
●具体的な内容				
(裏へ続く)				
記録者 ()				

(4) 緊急度アセスメントシート

緊急度アセスメントシート



※ 判断にあたっては、各チェック項目を参考にすること。参考に出来る情報がこれ以上にある場合は空欄に記入すること。
 厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」(令和2年3月改訂版)を参考に作成

(5) 関連相談窓口

児童虐待にかかる主な関連相談窓口 【令和6年度】

◆佐倉市こども家庭センター

相談内容	名称	電話番号
虐待に関する連絡・相談 子どもの養育、育児、ヤングケアラー、非行などの相談	佐倉市役所こども家庭課	043-484-6263
妊娠・出産・子育てに関する悩み、子どもの健康や発育発達、保護者の体やこころの悩み	健康管理センター	043-485-6712
	西部保健センター	043-463-4181
	南部保健センター	043-483-2812
	市役所子育て世代包括支援センター	043-484-6246
	志津北部地域子育て世代包括支援センター	043-463-6835

◆関連機関

担当窓口	業務内容	電話番号
市	こども保育課	保育園・学童保育・児童センター等連携窓口 043-484-6246
	社会福祉課	生活保護等経済的支援 043-484-6134
	障害福祉課	障がいをお持ちの方に関する相談 043-484-4164
	教育部 指導課	児童虐待に関する学校との連携窓口 043-484-6185
	男女平等参画推進センター・ミウズ	女性のための相談 043-460-2580
佐倉市指定相談支援事業所 レインボー	障がいをお持ちの方、特別な支援を必要とする子どもに関する福祉の地域相談窓口	043-463-1128
佐倉市指定相談支援事業所 アシスト		043-484-6392
いんば中核地域生活支援センター　すけっと	地域の福祉総合相談窓口 043-308-6325	
佐倉警察署	児童虐待の緊急対応窓口（生活安全課） 043-484-0110	
中央児童相談所	児童虐待・児童相談等の県の相談機関 児童虐待相談・通告 24 時間 043-253-4101 043-252-1152	
児童相談所全国共通ダイヤル	児童虐待通報・児童相談等の受付 24 時間 189	
千葉県女性ホットセンター	D V 相談（電話相談・24 時間年中無休） 043-206-8002	
印旛健康福祉センター	D V 相談 精神、こころの相談 043-483-0711 043-483-1136	
千葉県こころセンター (精神保健福祉センター)	こころの電話相談 こころの健康に関する悩み相談 043-307-3360	
児童家庭支援センター 子ども未来サポートセンター やちよ	子育て、家族等の悩み相談、里親支援 047-409-5551	

担当窓口	業務内容	電話番号
北総地区少年センター (千葉県警察)	20歳未満の子の非行、家庭内暴力等の相談 (ヤング・テレホン 0120-783-497)	0476-23-1891
千葉県ヤングケアラー総合 相談窓口 アトリエ	ヤングケアラー当事者、その家族、周囲 の方からの相談	080-7480-7881
チャイルドライン千葉 子ども電話	18歳までの子どもがかける子ども専用電話 (毎日 16:00~21:00)	0120-99-7777
子どもの人権 110番	児童虐待やいじめなどの子ども人権相談 (月~金 8:30~17:15 年末年始祝祭日を除く)	0120-007-110

9 令和7年度 年間計画

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4月	・入学式 ・授業参観、学級懇談会 ・1年生を迎える会 ・地域訪問	・学校間、学年間の情報交換 ・いじめに関わる共通理解（職員研修） ・縦割り班活動を生かした人間関係づくり ・いじめアンケートの実施
5月	・部会陸上大会 ・印旛地区陸上大会 ・1・2年校外学習 ・個人面談	・いじめアンケートの実施 ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認）
6月	・3・4年校外学習 ・5・6年校外学習 ・教育相談	・教育相談アンケートの実施 ・教育相談週間 ・校外学習を通して人間関係作りや自己有用感を高める。 ・いじめアンケートの実施 ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認）
7月	・4・5年校外学習	・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認） ・校外学習を通して人間関係作りや自己有用感を高める。 ・いじめアンケートの実施
8月		・職員研修会
9月	・運動会	・いじめアンケートの実施 ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認） ・校外学習を通して人間関係作りや自己有用感を高める。
10月	・市リレー大会 ・6年修学旅行 ・個人面談	・いじめアンケートの実施 ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認） ・教育相談アンケートの実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・部会音楽発表会 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談週間 ・修学旅行を通して、人間関係作りや自己有用感を高める。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・特認校弥富小公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別活動での情報教育 ・校外学習を通して人間関係作りや自己有用感を高める ・いじめアンケートの実施 ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートの実施 ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認） ・人権教育の実施
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・佐倉市学習状況調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認） ・いじめアンケートの実施
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談 ・千葉県学力標準検査 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談アンケートの実施 ・教育相談週間 ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認） ・いじめアンケートの実施
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会、卒業式を通して、自己有用感を高める。 ・いじめアンケートの実施 ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認） ・進級する学年の引き継ぎ情報の整理、作成

10 その他

- ・年度末にいじめ問題の取組についての評価を行う。
- ・この基本方針は、年度の反省を生かし、見直し改善していくこととする。

※平成26年2月28日 策定

平成28年3月28日 改訂

平成30年4月20日 改訂

平成30年9月26日 改訂

平成31年3月 4日 改訂

令和 2年5月11日 改訂

令和 3年3月29日 改訂

令和 4年4月27日 改訂

令和 4年9月 1日 改訂（一太郎からエクセル形式に変更）

令和 5年4月 1日 改訂

令和 5年8月21日 改訂

令和 6年4月 1日 改訂

令和 7年4月 1日 改訂